公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年２月３日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年１月20日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥエンジニアリング株式会社　代表取締役　岸本　純幸　神奈川県横浜市鶴見区末広町２－１　国土交通大臣許可（特―17・20）第4701号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

北海道、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、高知県、福岡県、熊本県、長崎県及び宮崎県における清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「清掃施設工事業に関する営業」とは、注文者から清掃施設工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年２月４日から平成22年２月18日までの15日間

４　処分の原因となった事実　ＪＦＥエンジニアリング株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成６年４月以降同10年９月17日までの間、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するごみ焼却炉である全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の建設工事について、予め受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成18年６月27日に審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、平成20年９月26日請求が棄却され、さらに最高裁判所へ上告をしたが、平成21年10月６日請求が棄却され、その判決が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年２月３日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年１月20日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立造船株式会社　古川　　実　大阪府大阪市住之江区南港北１―７―89　国土交通大臣許可（特―21）第3395号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

北海道、新潟県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県の区域内における清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「清掃施設工事業に関する営業」とは、注文者から清掃施設工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年２月４日から平成22年２月18日までの15日間

４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成６年４月以降、地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設、更新及び増設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設、更新及び増設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これは、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものであり、かつ、同法第54条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するものとして、公正取引委員会から平成18年６月27日に審判審決を受けた。その後、最高裁において同審決取消請求訴訟が棄却されたため、平成21年10月６日付けで判決が確定した。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年２月３日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年１月20日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タクマ　手島　　肇　兵庫県尼崎市金楽寺町２－２―33　国土交通大臣許可（特―18）第6129号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

北海道、新潟県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県の区域内における清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「清掃施設工事業に関する営業」とは、注文者から清掃施設工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。